

山形広域環境事務組合職員の職務に専念する  
義務の特例に関する条例

〔平成4年1月  
共衛条例第2号〕

山形市ほか二町共立衛生処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年共衛条例第5号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する事項については、山形市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年山形市条例第14号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。